

なぜ大阪 IR カジノ「実施協定」締結が遅れるのか

写真は大阪府・市と大阪 IR 株式会社が、2022 年 2 月 15 日に締結した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書」別紙 2、事業日程である。国土交通大臣による区域整備計画の認定が 2022 年秋頃、実施協定の認可の申請・締結、立地協定と事業用定期借地権設定契約の締結が冬頃となっている。

実際には、国土交通大臣の区域整備計画認定は、今年 2023 年 4 月 14 日であり、それも厳しい 7 つの条件が付いていた。国の認定が、予定より半年遅れであったが、実施協定の認可申請などが直ちに行われると考えていたが、事態は思わぬ展開となった。

項目	実施主体	時期
大阪府議会への付議（土地課題対策に要する費用の負担に係る債務負担行為）	市	2022 年 2・3 月頃
大阪府議会への付議（認定申請の同意）	市	2022 年 2・3 月頃
大阪府議会への付議（認定申請）	府	2022 年 2・3 月頃
基本合意の締結	府、市、SPC	2022 年 4 月頃
区域整備計画の認定の申請	府、SPC	2022 年 4 月頃
区域整備計画の認定	国土交通大臣	2022 年秋頃※
実施協定の認可の申請	府、SPC	2022 年冬頃
実施協定の締結	府、SPC	2022 年冬頃
立地協定の締結	府、市、SPC	2022 年冬頃
事業用定期借地権設定契約の締結	市、SPC	2022 年冬頃

※国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は仮定

どうも気になる、「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」（2020 年 12 月 18 日）を再読すると、下記のように書かれていた。

「実施協定は、区域整備計画の認定後、都道府県等と IR 事業者が協力して、その計画の着実な実施を図ることを担保するために締結が求められるものである。また、実施協定の内容が、区域整備計画の着実な実施に資するものであるかどうかを確認するために、国土交通大臣の認可が必要とされている。そのため、都道府県等及び IR 事業者は、長期間にわたる安定的で継続的な IR 事業の実施に向けて、以下の事項に留意して、区域整備計画の認定後、速やかに実施協定を締結しなければならない。」

速やかに締結しなければならないとされる実施協定が、なぜ締結されないのか。この点に疑問を抱き、大阪市に情報公開請求して、私なりに問題を提起してきた。問題は SPC(大阪 IR 株式会社)が、夢洲の土地課題のうち、地盤沈下対策についての「前提条件」に納得していないからであろう。

SPC は事業実施の前提条件が未成熟の場合、基本協定を解除(夢洲での IR カジノ開業停止)することが基本協定 19 条に明記されている。判断基準日は「認定後 30 日を経過した日」、通知期限は「判断基準日から 60 日以内」となっている。通知期限は 7 月 13 日であった。大阪府・市は 14 日、IR カジノ事業者からの要請を受け、基本協定の解除期限を 9 月末までに延長する「覚書」を締結した。

夢洲の地盤沈下対策は大阪市が負担する 788 億円に含まれていない。青天井が予想される地盤沈下対策の費用をどこが負担するのか。大阪市はこれまで IR 事業者が条件付きで負担すると繰り返し強弁してきたが、地盤沈下対策の費用負担をめぐる「つば競り合い」が続いているのでないか。

(2023 年 8 月 31 日)